

令和4年度

瑞穂市自治会連合会総会

令和4年4月20日（水） 午後1時30分～
総合センター サンシャインホール

議案

- 第1号 令和3年度
瑞穂市自治会連合会 事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について
－ 1 －
- 第2号 瑞穂市自治会連合会役員を選任について
－ 8 －
- 第3号 令和4年度
瑞穂市自治会連合会 事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算について
－ 11 －

議案第 1 号

令和 3 年度瑞穂市自治会連合会事業報告

月 日	事業名	内 容
4 月 13 日	自治会連合会 役員会	協議事項 ・自治会連合会役員選出 ・令和 3 年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）及び会計予算（案）・瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算（案）について ・その他
4 月 21 日	自治会連合会 総 会	議案事項 ・令和 2 年度瑞穂市自治会連合会 事業報告・及び会計決算報告・瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について ・令和 2 年度瑞穂市自治会連合会役員の選任について ・令和 3 年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）及び会計予算（案）・瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算（案）について
4 月 23 日（金） （南校区） 4 月 27 日（火） （牛牧校区） 4 月 29 日（木） （西校区） 5 月 7 日（金） （中校区） 5 月 8 日（土） （穂積校区） 5 月 16 日（月） （本田校区） 6 月 7 日（月） （生津校区）	自治会長説明会	議題 ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・瑞穂市自治会連合会及び校区連絡会等のスケジュールについて ・瑞穂市防災訓練・防災研修について ・瑞穂市防災ハンドブックについて ・日本赤十字社社資（寄付金）募集について ・令和 3 年度敬老事業に係る名簿貸出しについて ・「瑞穂市緑の募金」運動の実施について ・生涯学習事業計画表について ・巢南公民館・市民センター・各体育施設等の優先団体の予約申請の手続きについて ・瑞穂市自治会ハンドブックについて 【社会福祉協議会からのお知らせ】 ・社会福祉協議会の事業計画について ・社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について ・社会福祉協議会の出前講座について ・「支え合いのまちづくり」出張説明会について ・ふれあい・いきいきサロンについて ・福祉作業所製品カタログについて ・認知症勉強会（認知症サポーター養成講座）について ・くつろぎカフェについて

5 月 12 日	自治会連合会 役 員 会	協議事項 ・ 校区自治会連合会について ・ 今後の事業計画について ・ 審議会等委員について
(6 月 22 日) 書面決議	岐阜県 自治連絡協議会 常任理事会	議案事項 ・ 令和 2 年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出 決算について ・ 令和 3 年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出 予算（案）について ・ 令和 4 年度各種事業の開催地について ・ 令和 3 年度岐阜県自治連絡協議会役員の選出について
(7 月 16 日) 書面決議	岐阜県 自治連絡協議会 総会	議案事項 ・ 令和 2 年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出 決算について ・ 令和 3 年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出 予算（案）について ・ 令和 4 年度各種事業の開催地について ・ 令和 3 年度岐阜県自治連絡協議会役員の選出について
8 月 18 日	自治会連合会 役 員 会	協議事項 ・ 役員研修について ・ 各小学校区自治会連合会の状況について ・ 今後の自治会連合会事業について ・ 「自治会施設（公民館）についての調査」へのご協力に ついて ・ 自治会への感染症予防用品の配布調査について ・ 単位自治会の状況及び自治会カルテについて ・ 令和 4 年度瑞穂市コミュニティ助成事業等補助金の活用 について ・ 防災について ・ 瑞穂市公共下水道の自治会説明会等について ・ 第 3 3 回全国健康福祉祭「ねんりんピック岐阜 2 0 2 1」 について ・ 「支え合いのまちづくり講演会」の開催について ・ 全国校区・小地域福祉活動サミット in 北海道について ・ 瑞穂市地域包括支援センター出張相談所について ・ みずほ生き活きサポーター（ボランティア）養成講座に ついて 役員研修 ・ J R 穂積駅圏域拠点化構想事業について
	校区連絡会	8 月 19 日 南校区のみ実施 他校区は「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」発令 により中止

11月10日	自治会連合会 役員会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・瑞穂市自治会連合会事業報告会について ・令和3年度自治会活動推進事業交付金実施報告について ・令和3年度自治会活動推進事業交付金について ・令和4年度自治会長等の選出及びご報告について ・令和4年度消防団員の推薦について ・令和4年度自治会連合会総会等について ・瑞穂市かきりん振興券について ・民生児童委員の改選にかかる自治会への協力依頼について ・にこにこ運動教室の開催について ・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について 役員研修 ・中山道大月多目的広場整備事業について（視察）
	校区連絡会	11月11日 南校区 11月12日 中校区 11月15日 生津校区 11月17日 穂積校区 11月17日 本田校区 11月17日 牛牧校区 11月18日 西校区
11月18日	岐阜県 自治連絡協議会 各市長会議 (岐阜市)	意見交換 ・コロナ禍での地域活動について ・これからの岐阜県自治連絡協議会の事業について 自治会長表彰・感謝状受賞者名簿受領 (岐阜県自治連絡協議会 研修大会(瑞浪市)は中止)
12月18日	自治会連合会 事業報告会	事例発表 ・西校区版「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」～西校区地域支え合い推進会議設立経緯と現況報告～ (西校区自治会協議会・西校区地域支え合い推進会議) ・本田校区避難所運営協議会の設立に向けて (本田校区自治連合会) 研修会 ・「新型コロナ状況下でのストレスマネジメント」 講師：朝日大学経営学部 畦地真太郎教授
2月9日	自治会連合会 役員会	協議事項 ・校区自治会連合会について ・令和3年度瑞穂市自治会連合会における防災活動について（報告） ・令和3年度瑞穂市自治会連合会事業報告会アンケートまとめについて ・令和4年度瑞穂市自治会連合会総会及びスケジュールについて ・令和3年度瑞穂市自治会連合会事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について

		・令和３年度瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について ・令和４年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）・予算（案）について ・その他 ・令和３年度瑞穂市社会福祉協議会へのご協力について（お礼） ・令和３年度瑞穂市社会福祉大会について ・令和３年度生活支援ボランティア養成講座について 役員研修 ・瑞穂市下水道事業について
	校区連絡会	2月10日 南校区 2月14日 生津校区 2月16日 本田校区 2月16日 穂積校区 2月17日 西校区 2月17日 牛牧校区 2月18日 中校区

令和 3 年度 瑞穂市自治会連合会会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額 (円)	B 決算額 (円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 繰越金	0	0		繰越金
2 会 費	0	0	0	
3 市補助金	2,192,000	2,192,000	0	
4 諸 収 入	1,000	9	△991	預金利息 9 円
合 計	2,193,000	2,192,009	△991	

支出の部

科 目	C 予算額 (円)	D 決算額 (円)	比 較 (D-C)	摘 要
1 事 業 費	2,183,000	1,222,893	△960,107	
1 会議・研修費	1,038,000	53,357	△984,643	市自治会連合会 役員会費 2,406 円 研修費 7,160 円 事業報告会費 38,005 円 消耗品 5,786 円
2 啓発費	50,000	69,536	19,536	県自治連絡協議会負担金 36,080 円 加入促進費 33,456 円
3 慶弔費	20,000	25,000	5,000	お見舞い (3 件) 15,000 円 香典 (1 件) 10,000 円
4 繰出金	1,075,000	1,075,000	0	自治活動傷害給付事業繰出金 50 円×21,500 世帯 1,075,000 円
2 予 備 費	10,000	0	△10,000	
合 計	2,193,000	1,222,893	△970,107	

収入総額 2, 1 9 2, 0 0 9 円
 支出総額 1, 2 2 2, 8 9 3 円
 残額 9 6 9, 1 1 6 円

※残額 9 6 9, 1 1 6 円については、瑞穂市自治会連合会総会にて承認後、市へ返還します。

令和 3 年度瑞穂市自治会連合会会計決算について報告します。

令和 4 年 4 月 20 日提出

瑞穂市自治会連合会 会 長 加 藤 裕 貞

令和3年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業報告

事故発生日	傷 害 状 況	審 査 日	給付額(円)
R3 10月11日	左前腕挫傷・左中指・環指挫傷（通院）	専決	4,500
R3 11月7日	右手裂創（通院）	専決	20,200
R3 11月14日	第1腰椎圧迫骨折（通院）	専決	32,600
合 計		57,300円	

令和3年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額 (円)	B 決算額 (円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 繰越金	39,645,000	39,644,685	△315	繰越金 (定期 20,000,000 円 普通預金 19,644,685 円)
2 繰入金	1,075,000	1,075,000	0	市自治会連合会より
3 諸収入	5,000	1,189	△3,811	普通預金利息 172 円 定期預金利息 1,017 円
合 計	40,725,000	40,720,874	△4,126	

支出の部

科 目	C 予算額 (円)	D 決算額 (円)	比 較 (D-C)	摘 要
1 事業費	162,000	161,940	△60	賠償責任保険料
	1,075,000	60,500	△1,014,500	給付金 57,300 円 手数料 2,200 円 自治会活動保険 1,000 円
2 予備費	39,488,000	0	△39,488,000	予備費
合 計	40,725,000	222,440	△40,502,560	

収入総額 40,720,874円

支出総額 222,440円

差引残額 40,498,434円

〔内 10,000,000円大垣共立銀行定期預金
10,000,000円ぎふ農業協同組合定期預金
20,498,434円大垣共立銀行普通預金〕

令和3年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算について報告します。

令和4年4月20日提出

瑞穂市自治会連合会会長 加藤 裕 貞

監 査 報 告

令和３年度瑞穂市自治会連合会会計及び令和３年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計の執行状況について、４月７日慎重かつ詳細に監査を実施した結果、証拠書類並びに関係帳簿は適正に処理され、正確であることを認めましたのでここに報告します。

瑞穂市自治会連合会

会 長 加藤 裕貞 様

令和４年４月７日

監 事 高 見 順 ⑩

監 事 清 水 治 ⑩

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

令和4年度 瑞穂市自治会連合会役員

(敬称略)

校区	校区代表	役職名	氏 名	自治会名等	自治会名
生津			たかみ じゅん 高見 順	馬場東	馬場西・馬場東・上生津西・上生津東・下生津・西川原
	○		まぶち かずひろ 馬淵 一弘	下生津	
本田	○	副会長	わたなべ あきひろ 渡邊 昭博	本田校区自治連合会	小橋・向島・松原・西町・畑中・仲町・東町・大門・仲西・仲東・仁井・本田団地第一・本田団地第二・本田団地第三・本田団地第四・本田団地第五・本田緑町・西只越・テラスノバ只越・桜町二丁目・東只越
			さかのうえ なおひさ 坂之上 尚久	本田校区自治連合会	
穂積			みずの けんじ 水野 賢司	本町	花塚西町・花塚中町・花塚東町・ビレッジハウス穂積・旭化成社宅・井場・テラスノバ穂積・桜町一丁目・別府公社住宅・駅前・別府西町・本町・別府北町・別府中町・別府南町・多利町・中原・西畑・上穂積・村中・前所・庄屋敷・中切・下穂積・新町・橋本・セザール穂積・柳一色・県警アパート
			ごうど はるき 合渡 治樹	別府中町	
	○		さわだ まこと 澤田 誠	中切	
		会長	かとう ひろさだ 加藤 裕貞	柳一色	
牛牧			たかだ のりお 高田 紀夫	下牛牧	十九条西・十九条中・十九条東・上牛牧・下牛牧・下畑・宝江・穂南・牛牧第一・牛牧第二・牛牧第三・野田第1・野田第2・野田第3・アポロタウン・野白新田北・野白新田南・祖父江・伯母塚
	○	監事	もり かずみ 森 和美	野白新田南	
西		監事	わきわか よしいち 脇若 芳一	上唐栗	座倉・一ツ木・居倉・森・西宿舎・田之上・新月・上唐栗・下唐栗・宮田・大月
	○		やの ただし 矢野 忠伺	下唐栗	
中	○	副会長	とみだ きよみ 富田 清巳	重里	重里・美江寺・十七条・十八条
			やの まさとし 矢野 雅敏	美江寺	
南	○		さかもと まさお 坂本 正雄	古橋北	古橋北・古橋南若宮・古橋南新町・巢南宿舎・横屋・中宮・呂久
			つかだ しんいち 塚田 真一	横屋	

令和4年度 瑞穂市自治会連合会名簿

(敬称略)

	校区名	自治会名	自治会長等名		校区名	自治会名	自治会長等名
1	生津	馬場西	河合 裕司	31	穂積	花塚西町	小倉 富久美
2		馬場東	高見 順	32		花塚中町	永田 幸衛
3		上生津西	伊藤 みね子	33		花塚東町	服部 良
4		上生津東	武藤 周次	34		ビレッジハウス穂積	名知 寛文
5		下生津	馬淵 一弘	35		旭化成社宅	大原 誠
6		西川原	森 晴菜	36		井 場	棚瀬 一美
7	本田	小 橋	日比野 正美	37		テラスノバ穂積	酒井 雅次
8		向 島	廣瀬 克志	38		桜町一丁目	関谷 敏夫
9		松 原	柴田 直之	39		別府公社住宅	高村 加代
10		西 町	関谷 行正	40		駅 前	上野 邦子
11		畑 中	下條 誠	41		別府西町	松野 文敏
12		仲 町	野津 宣孝	42		本 町	水野 賢司
13		東 町	棚橋 正之	43		別府北町	廣瀬 益美
14		大 門	高浪 宣男	44		別府中町	合渡 治樹
15		仲 西	井上 要	45		別府南町	廣瀬 尚志
16		仲 東	川勝 充	46		多利町	棚瀬 富弘
17		仁 井	北村 広司	47		中 原	平田 耕二
18		本田団地第一	山田 正利	48		西 畑	井筒 逸雄
19		本田団地第二	船坂 守人	49		上穂積	松野 安洋
20		本田団地第三	宮田 大	50		村 中	光山 紀昭
21		本田団地第四	臼井 達男	51		前 所	森田 修司
22		本田団地第五	菅野 賢治	52		庄屋敷	豊田 行康
23		本田緑町	中川 龍二	53		中 切	澤田 誠
24		西只越	伊東 隆男	54		下穂積	松野 勝則
25		テラスノバ只越	鷲見 亜希子	55		新 町	山川 和弘
26		桜町二丁目	棚橋 正二	56		橋 本	水野 良彦
27		東只越	廣瀬 忠久	57		セザール穂積	野田 寧宏
28		本田校区自治連合会役員	渡邊 昭博	58		柳一色	加藤 裕貞
29		本田校区自治連合会役員	坂之上 尚久	59		県警アパート	霜出 祥史
30		本田団地自治会連合会役員	柳瀬 秀治				

	校区名	自治会名	自治会長等名		校区名	自治会名	自治会長等名
60	牛 牧	十九条西	土屋 義信	79	西	座倉	郷 一夫
61		十九条中	若山 幸治	80		一ツ木	後藤 秀信
62		十九条東	武藤 晋	81		居倉	入山 幹雄
63		上牛牧	山本 幸博	82		森	大平 高司
64		下牛牧	高田 紀夫	83		西宿舎	久保田 恵
65		下 畑	野田 智寿子	84		田之上	堀 利通
66		宝 江	河合 國美津	85		新月	市橋 孝行
67		穂 南	金森 史旭	86		上唐栗	脇若 芳一
68		牛牧第一	岡野 哲也	87		下唐栗	矢野 忠伺
69		牛牧第二	正村 泉	88		宮田	米田 洋一郎
70		牛牧第三	山下 成人	89		大月	北村 昭次
71		野田第1	佐藤 卓	90		顧問	矢嶋 將式
72		野田第2	脇田 公雄	91		顧問	小倉 明治
73		野田第3	奥村 和彦	92		顧問	堀 和雄
74		アポロタウン	吉村 由美	93	中	重里	富田 清巳
75		野白新田北	今木 篤	94		美江寺	矢野 雅敏
76		野白新田南	森 和美	95		十七条	梶浦 正
77		祖父江	水野 敦志	96		十八条	林 義郎
78		伯母塚	矢野 剛司	97	南	古橋北	坂本 正雄
				98		古橋南若宮	清水 治
				99		古橋南新町	大平 正廣
				100		巢南宿舎	羽根田 一雄
				101		横屋	塚田 真一
				102		中宮	杉山 昭彦
				103		呂久	馬淵 信治

議案第 3 号

令和 4 年度瑞穂市自治会連合会事業計画

月	日	曜日	摘 要
4 月	13 日	水	第 1 回 自治会連合会 役員会
4 月	20 日	水	自治会連合会 総会・研修会
			自治会長説明会（各校区ごとに開催）
5 月	11 日	水	第 2 回 自治会連合会 役員会
6 月	日		岐阜県自治連絡協議会常任理事会（岐阜市）※連合会長参加
6 月～ 9 月	未定		自治会長研修
7 月	27 日		岐阜県自治連絡協議会総会（恵那市）※正副会長参加
8 月	17 日	水	第 3 回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
9 月～ 10 月			福祉活動サミット
11 月	9 日	水	第 4 回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
11 月	日		岐阜県自治連絡協議会研修大会（羽島市）※役員参加
12 月	未定		事業報告会
2 月	8 日	水	第 5 回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点より、事業実施予定時の状況等を考慮し、事業計画を変更し、事業の中止や延期等も想定されますので、ご了承ください。

令和４年度 瑞穂市自治会連合会会計予算

収入の部

単位：千円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較(A-B)	摘 要
繰越金	0	0	0	繰越金
市補助金	2, 192	2, 192	0	令和４年度市補助金
諸収入	1	1	0	預金利息
合 計	2, 193	2, 193	0	

支出の部

単位：千円

科 目		C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較(C-D)	摘 要
事業費	会議・研修費	9 8 8	1, 0 3 8	△ 5 0	会議費・研修費・事業報告会
	啓 発 費	5 0	5 0	0	啓発費・県協議会負担金他
	慶 弔 費	2 0	2 0	0	慶弔費
	繰 出 金	1, 1 2 5	1, 0 7 5	5 0	自治活動傷害給付事業 繰出金 (50 円×22,500 世帯)
予 備 費		1 0	1 0	0	
合 計		2, 1 9 3	2, 1 9 3	0	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

令和４年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算

収入の部

単位：千円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較(A-B)	摘 要
繰越金	40, 498	39, 645	853	繰越金
繰入金	1, 125	1, 075	50	令和４年度市自治会連合会より
諸収入	5	5	0	預金利息
合 計	41, 628	40, 725	903	

支出の部

単位：千円

科 目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較(C-D)	摘 要
事業費	165	162	3	賠償責任保険料
	1, 125	1, 075	50	給付金
予備費	40, 338	39, 488	850	予備費
合 計	41, 628	40, 725	903	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

瑞穂市自治会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、瑞穂市自治会連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は、瑞穂市内の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、住民福祉の向上を図るため、各校区自治会連合会及び自治会相互の連絡調整をはかり良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に、市政への協力と民意の反映につとめ住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民生活の安全と福祉の増進に関する事
- (2) 行政事務に対する助言、協力に関する事
- (3) 各校区自治会連合会及び各自治会との連絡、協調に関する事
- (4) 研修会の開催
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事

(事務所)

第5条 本会の事務所は、瑞穂市役所に置く。

(役員を選任)

第6条 本会の役員は、16人以内とする。

2 役員は、各校区より選出し、総会において選任する。

(役職)

第7条 本会に、次の役職を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役職は、役員相互により定める。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職員)

第10条 本会に、次の職員を置く。

- (1) 会計 1人
- (2) 書記 1人

2 職員は、市役所職員のうちから会長が委嘱する。

3 会計は、会長の命を受け本会の会計事務に従事する。

4 書記は、会長の命を受け本会の事務に従事する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、及び役員会とする。

- (1) 総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。
- (3) 役員会は、必要に応じ随時開催する。

2 会議は、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 会費の額及び負担方法
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 会議の議長は、会長があたる。

2 会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費・補助金・交付金及びその他の収入をもって充てる。

(監査報告)

第16条 本会の会計は、年度終了後速やかに監査を受け、その結果を総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の決議を経て、会長がこれを行う。

附 則

この規約は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

校区自治会連合会に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、校区自治会連合会に関する必要事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 校区自治会連合会とは、瑞穂市内の小中学校区を単位とする各単位自治会その他関係団体（以下「自治会等」という。）をもって組織し、各団体及び団体に所属する者の相互の連絡調整及び親睦をはかり、地域内の自治行政の円滑化及び地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 前条における「関係団体」とは、次に掲げる団体又は役職にある者をいう。

- (1) 消防団
- (2) 女性防火クラブ
- (3) 交通安全協会
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 老人クラブ
- (6) 各種障害者団体
- (7) 日赤奉仕団
- (8) 区長
- (9) 女性の会
- (10) 各小中学校PTA
- (11) 青少年育成推進員
- (12) スポーツ推進委員
- (13) 社会教育推進員
- (14) 子ども会

- (1 5) その他校区自治会連合会が認めるもの
(事業)

第 4 条 校区自治会連合会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡と協力による地域住民の生活、福祉の向上に関する
こと。
(2) 市民協働の担い手として、市行政との連携及び協力に関すること。
(3) 地域の自治に対する住民の意見や要望の把握及び調査に関すること。
(4) 自治会等間の連携、調整に関すること。
(5) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(委任)

第 5 条 その他校区自治会連合会の運営に必要な事項は、各校区自治会連合
会の規約に定める。

附 則

この内規は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市自治会連合会弔慰金見舞いに関する内規

（目的）

第1条 この内規は、瑞穂市自治会連合会会員の弔慰、見舞金について定めるものとする。

（会員）

第2条 瑞穂市自治会連合会規約第2条の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者（以下「自治会長等」という。）を会員とする。

2 会員の資格は、自治会長等のある期間とする。

（弔慰金及び見舞金）

第3条 会員及び配偶者が死亡、疾病、負傷したときは、弔慰又は見舞いを行う。

2 会員及び配偶者が死亡したときは、弔慰金を給付する。

（1） 会員が死亡したとき 1万円

（2） 会員の配偶者が死亡したとき 5千円

3 会員が疾病、負傷したときは、見舞金を給付する。

（1） 疾病の程度が、10日以上入院及び療養 5千円

附 則

この内規は、平成15年12月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月24日から施行する。

瑞穂市自治活動傷害給付事業規約

（目的）

第1条 この事業は、自治会の自治活動精神に基づき互助制度を確立することにより、自治会及び生涯学習地域振興組織が主催する自治会活動事業及び生涯学習地域振興組織活動事業に参加した市内に住所を有する者（以下「参加者」という。）が、負傷若しくは死亡したとき、給付金等を支給し、その福祉の増進と自治振興を図ることを目的とする。

（事業組織）

第2条 この事業は、瑞穂市自治会連合会組織で運営する。

（事業名）

第3条 この事業は、瑞穂市自治活動傷害給付事業と称する。

（審査委員）

第4条 この事業に審査委員を置き、審査委員会を組織する。

2 審査委員は、瑞穂市自治会連合会役員をもってこれに充てる。

3 審査委員長は、自治会連合会会長が当たる。委員長に事故あるときは副会長より互選し、これに当たる。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は委員長が招集する。

2 委員長は給付金の請求を受理してから1月以内に審査委員会を招集しなければならない。ただし、請求金額が10万円未満については委員長が専決することができ、10万円以上15万円未満については委員長及び自治会連合会副会長の協議により決定することができる。

3 前項ただし書きにより委員長が専決等したときは、次回の審査委員会にこれを報告するものとする。

4 審査委員会は、委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数により決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、請求内容に応じて申請者に必要事項を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

（会計）

第6条 この事業の会計は、瑞穂市自治活動傷害給付事業会計とし、事務局において行う。

(資金)

第7条 本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。

(給付対象者)

第8条 参加者が第1条の活動事業に従事中又は参加中に、偶然な事故により負傷若しくは死亡した場合に、本人又はその家族に給付金を支給する。

(給付しない場合)

第9条 次に掲げる事由による場合は、給付しないものとする。

- (1) 参加者の故意によるもの
- (2) ガス中毒、及び細菌性食中毒
- (3) 参加者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 参加者の脳疾患、心疾患又は心神喪失
- (5) 参加者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故
- (7) 紛争、暴動等に随伴して生じた事故
- (8) 地震、水害等これらに随伴して生じた事故
- (9) 持病又はこれに類する疾病によるもの

(給付金)

第10条 給付金は1事故につき次の金額を限度とする。

- (1) 賠償責任保険金 1件 1億円

ただし、別に加算する自治会活動保険約款の定めによる。

- (2) 死亡給付金 1人 1千万円

ただし、明らかにその事故に起因し180日以内に死亡した場合。

- (3) 重度後遺障害給付金 1人 5百万円

ただし、その事故に起因し180日を超えてなお治療を要する時は、事故から181日目の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定し、別表1により給付する。

- (4) 入院給付金 1人1日につき5千円

ただし、事故の日から180日までを限度とする。

- (5) 通院給付金 1人1日につき3千円

ただし、事故の日から180日以内の通院日数90日を限度とする。

(傷害見舞金)

第11条 参加者の親族で市内に住所を有しない者に、自治会及び生涯学習地域振興

組織が行事参加を依頼し、第1条の活動事業に参加中に負傷し、8日以上入院若しくは通院した場合に10万円以内において傷害見舞金を給付する。

(損害賠償の免責)

第12条 自治会及び生涯学習地域振興組織は、この規定による給付を行った場合において同一の事由について、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(手続事務等)

第13条 申請者は、事故発生後遅滞なく、傷害給付事業事故報告書(第1号様式)により自治会長又は生涯学習地域振興組織の現認を得て連合会長に報告し、傷害の治療が完了したとき、又は死亡した時は傷害給付金請求書(第2号様式)に入院又は通院日数証明書を付して速やかに給付金を請求するものとする。

2 前項に規定する入院又は通院日数証明書の取得に係る実費について、申請者がその実費を証明する書類をもって連合会長に請求があった場合、その実費について支給することができる。

3 賠償責任保険にかかわる事故については、当該保険会社へ速やかに通知し、その約款によるものとする。

(会計監査)

第14条 本事業の会計監査は、自治会連合会監事をもって充てる。

(決算報告)

第15条 この事業の収支決算の報告は、瑞穂市自治会連合会の総会で行うものとする。

(その他)

第16条 この規約の改正及びこの規約に定めなきもの、又は予測しない災害、事故による給付については、瑞穂市自治会連合会役員会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規約の施行日の前日までに、合併前の穂積町町内会自治活動給付事業規約の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規約の相当規定により

なされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規約は、平成15年11月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

別表 1 後遺障害給付区分率表

(第 10 条関係)

1 目の障害

- | | |
|--|------|
| ① 両眼を失明したとき | 100% |
| ② 1眼が失明したとき | 60% |
| ③ 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき | 5% |
| ④ 1眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）
となったとき | 5% |

2 耳の障害

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 両耳の聴力を全く失ったとき | 80% |
| ② 1耳の聴力を全く失ったとき | 30% |
| ③ 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき | 5% |

3 鼻の障害

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 鼻の機能に著しい障害を残すとき | 20% |
|-------------------|-----|

4 咀嚼、言語の障害

- | | |
|------------------------|------|
| ① 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき | 100% |
| ② 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき | 35% |
| ③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき | 15% |
| ④ 歯に5本以上の欠損を生じたとき | 5% |

5 外貌（顔面・頭部・頸部）の醜状

- | | |
|---|-----|
| ① 外貌に著しい醜状を残すとき | 15% |
| ② 外貌の醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度）
を残すとき | 15% |

6 脊柱の障害

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき | 40% |
|--------------------------|-----|

②	脊柱に運動障害を残すとき	30%
③	脊柱に奇形を残すとき	15%
7	腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
①	1腕又は1脚を失ったとき	60%
②	1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき	50%
③	1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
④	1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	5%
8	手指の障害	
①	1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
②	1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
③	拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
④	拇指以外の1指の機能に著しい障害をのこすとき	5%
9	足指の障害	
①	1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
②	1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
③	第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
④	第1足指以外の1足指の機能に著しい障害をのこすとき	3%
10	その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができないとき	100%

決	会 長	副会長	副会長
裁			

瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業事故報告書

瑞穂市自治会連合会

年 月 日

会 長

様

自治会名

申請者住所

氏名

印

電話

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に係る事故を報告します。

①自治会活動事業名

②事故発生日時 年 月 日 午前・後 時 分

③事故発生地 瑞穂市 番地・場所

④被災者 瑞穂市 番地・氏名

生年月日 T.S.H.R 年 月 日 男・女 電話 —

⑤病院・医師等名 電話 —

所在地

症状（傷病名） 通院 日 入院 日 休業 日 見込

⑥事故状況

被災者は標記自治会事業に従事（参加）中の事故により被災したものであり、瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に該当します。

1. 現認者

自治会名、又は
校区活動委員会名

氏 名

印

電 話 —

2. その他、保険会社等

瑞穂市自治会自治活動傷害給付金請求書

瑞穂市自治会連合会

年 月 日

会 長

様

請求者住所

氏名

印

電話

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付金を請求します。

活動事業名			
被災者氏名	生年月日	年 月 日	年齢 歳
負傷年月日	年 月 日	治癒年月日	年 月 日
傷害の程度及び障害の部位等			
入院日数	入院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日）		
	年 月 日	～	年 月 日 まで 日間
通院日数	通院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日の内90日）		
	年 月 日	～	年 月 日 まで 日
給付金受取人		受 理	年 月 日
振 込 先	銀 行	決 定	年 月 日
	支店		
	普通 当座	支 払	年 月 日
	口座番号 NO	金 額	円
	口座名義人		

会 長	副会長	副会長	備考

（注意事項）

- 1 請求者は、傷害が治癒、又は事故発生日より181日目以後1ヵ月までに請求する。
- 2 この請求書には、治癒の期間の決定に必要な入院及び通院日数のわかる証明書を添付すること。
- 3 給付対象者の振込先の銀行名、通帳番号、名義人氏名を記入して下さい。

(第13条関係添付書類 様式任意)

入院・通院日数証明書

住 所 瑞穂市

氏 名 様

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生

傷 病 名 _____

入院日数 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

通院日数 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(うち実際に通院した日数 日)

※実際に通院治療を受けた日に○印を付けてください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日

以上のとおり入院・通院加療し治癒したことを証する。

令和 年 月 日

証明者
(医療機関)

印

